

ウ 災害時等対応重機の所有 基準

(評価対象となる重機)

対応重機	標準バケット容量・積載重量	審査基準日時点の状態	要件
バックホウ	山積 0.11 m ³ (旧 JIS 0.10 m ³) 以上	自社所有（単独所有） 又は 1年以上のリース契約 （ファイナンスリース契約に限る）	労働安全衛生法に規定する定期（特定）自主検査を受けていること。
トラクターショベル (ショベルローダー)	クローラ式：平積 0.4 m ³ 以上 ホイール式：山積 0.34 m ³ 以上		
ダンプトラック	2 t 以上		車検を受けていること。

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において次に掲げる(1)から(4)の事項を全て満たしている者。

(1)	【バックホウ(1台)+ダンプトラック(1台)】又は【トラクターショベル(1台)+ダンプトラック(1台)】の少なくともどちらかの所有状態であること。							
(2)	(1)のバックホウ又はトラクターショベル（公道走行不可の場合）を回送できる車両を1台は自社所有（車検を受けていること。）していること。但し、トラクターショベル（公道走行可の場合）、又は回送を業者に委託している場合はこの限りではない。							
(3)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">バックホウ</td> <td rowspan="4" style="width: 40%;">資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。</td> <td rowspan="2" style="width: 45%;">運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。</td> </tr> <tr> <td>トラクターショベル</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> </tr> <tr> <td>回送車両</td> <td>バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。</td> </tr> </table>	バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。	トラクターショベル	ダンプトラック	回送車両	バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。
バックホウ	資格を持つ運転者を常勤として雇用していること。但し、対応重機の回送を業者に委託している場合、回送車両の運転者はこの限りではない。	運転者は他の対応重機（同種の重機含む）との兼務はできない。						
トラクターショベル								
ダンプトラック								
回送車両		バックホウ、トラクターショベル及びダンプトラックのいずれか1台に限り、運転者を兼務できる。						
(4)	災害時等において、県に協力を確約するもの。							

(評価の方法)

(1)	【 バックホウ（1台） + ダンプトラック（1台） 】 所有の場合：30点を加点 又は 【 トラクターショベル（1台） + ダンプトラック（1台） 】 所有の場合：30点を加点
(2)	■バックホウ・・・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加点 ■トラクターショベル・・・・・・・・1台増えるごとに10点を加点 ■ダンプトラック・・・・・・・・・・1台増えるごとに5点を加点
(3)	(1) + (2) で合計60点を上限とする。

(現地調査)

対応重機は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

エ 災害時対応仮設資材の所有 基準

(評価対象となる資材)

対応資材	規 格	審査基準日時点の状態
H型鋼	高さ 300 mm以上、幅 150 mm以上、長さ 5 m以上	自社所有（単独所有）
鋼矢板	Ⅱ型以上、長さ 6 m以上	

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日時点において、対応資材を自社所有し、災害時に県へ資材提供の協力を確約する者。

(評価の方法)

(1)	【 H型鋼 】 3 t 以上所有：10点を加点
(2)	【 鋼矢板 】 8 t 以上所有：10点を加点
(3)	(1) + (2) で合計 20点を上限とする。
(4)	審査基準日時点において、工事に使用しているものも認めるが、対応資材であると確認できないものは認めない。

(現地調査)

対応資材は、適時、現地調査により確認を行う。その場合、評価対象者は、調査に協力しなければならない。

カ 災害時等緊急対応への貢献 基準

(評価対象となる災害時等緊急対応)

対応工事	内 容
緊急工事	和歌山県内における大雨等による崩土の除去等の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人が緊急依頼した工事。
維持工事	和歌山県内における崩土除去や路面凍結防止剤散布等の道路維持工事等において、路線等一定区間における不測時の対応の工事で国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人の要請によるもの。
その他	各振興局建設部長等が緊急的な対応と認めたもの。

(評価対象者)

評価対象者は、審査基準日の前日までの2年間に、和歌山県内で災害時等緊急対応を行い、国、地方公共団体又は施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人と直接契約を交わした者。

※元請け業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。

(評価の方法)

(1)	【 緊急工事 】: 1件につき20点を加点
(2)	【 維持工事 】: 1件につき20点を加点（工事の実績がある場合のみ）
(3)	(1) + (2) で合計60点を上限とする。

総合点数の特別加算 基準

(特別加算の要件)

総合点数算定取扱い基準の（総合点数の特別加算）に規定する総合評定値の10%に相当する点数を加えて算定することとする場合とは、以下のすべての要件を満たしている場合とします。

(1)	合併して存続する会社または営業譲渡を受けた者（以下「存続者」とする。）および合併または営業譲渡により存続しないこととなる会社（以下「非存続者」とする。）のいずれもが、合併または営業譲渡を受けた日（以下、「合併等の日」とする。）までの間、連続して4年間、和歌山県の建設工事に係る入札参加資格を有していた者および業種であること。
(2)	存続者も非存続者も合併等の日から遡って4年間以上、建設業許可を受けた主たる営業所が、和歌山県内であること。
(3)	非存続者は、有しているすべての業種の建設業許可を廃業すること。
(4)	合併または営業譲渡の日以前の非存続者の直近の決算日時点における、非存続者に属する技術職員（経営規模等評価申請において別紙二（技術職員名簿）に記載すべき者）のうち、半分以上は存続者に属していることが証明できること。
(5)	非存続者が法人でかつ存続者が個人業者の合併または営業譲渡でないこと。
(6)	非存続者も存続者も、特別加算を受けなくなってから2年以上経過していること。

(地方基準点数の取扱)

総合点数算定取扱い基準に規定する地方基準点数の取扱は、以下のとおりとします。

(1)	「ソ 工事成績」、「タ 高得点工事成績」及び「チ 和歌山県優良工事表彰」の3つの項目については、存続者と非存続者がそれぞれ県から受注した工事を対象として算出します。
(2)	その他の項目については、存続者が該当する場合に加点します。